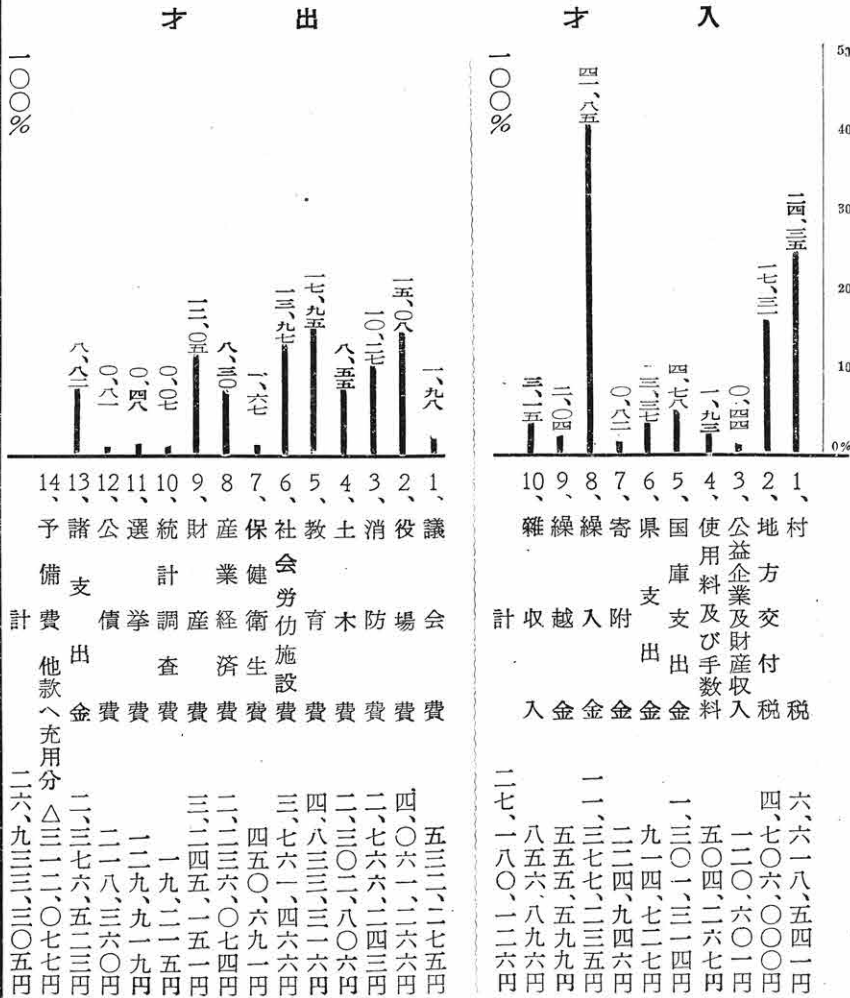


昭和三十一年度

昭和三十一年度決算が、一月八日本村議会に於て認定されましたので其の内容をグラフで示しますと次の通りです。

決算について

◇昭和三十一年度収入支出割合◇



桃井村広報

第3号

発行所 桃井村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

農業委員会選挙人名簿の縦覧

昨年十二月一日現在で作成した農業委員会委員選挙人名簿を一月二十日から十五日間、本村役場に於て関係人の縦覧に供し

ます。

ついでには此の間に選挙人は自由の名簿を縦覧し、脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に文書で本村選管委員会に申し出て下さい。

此の間に縦覧もせず、申立もしない時は登載されない事があります。

又此の名簿については、補充選挙人名簿は調整しませんから後で登載される事ありませんから、是非期間内に縦覧するよう御奨めいたします。

新年



謹賀

農山村建設協議會生る

国際的には競争の激化や、食糧生産の過剰及び価格の下落傾向、又は国内に於ては他産業の企業合理化、農村人口の増加、経営規模の零細化、兼業依存度の増大から縮少へ転移しつつある折り、町村合併により新しい情勢に対処して、農家の経営の安定と生活の向上をねらいとする為、自主的に「新しい村づくりに」を促進するために、村として農山村建設総合対策五カ年計画を樹立し、適地適産を一層工夫し、生産コストの引下げをはかり、経営の多角化、安定した適正経営を確立し、所得の向上を計る事が必要であるため、本事業を取上げた次第であります

現在村は予備地域として指定を受け、村の現況及基礎調査が出来上り、新春に入り計画地域へ指定を受ける段階に進みつつある現況であります、今後農家の皆さんの御協力により、本事業を進めさせていただきます。

実施地域に指定を受けますと一地域について二カ年継続して助成することを建前とし、一地域平均国庫補助総額は四百万円内第一年度（新規）二百六十万円、第二年度（継続）百四十万円、又農林漁業金融公庫融資総額は四百五十万円、内第一年度三百万円、第二年度百五十万円の計画であります。

今後各部落毎に農山村建設推進協議会を結成して戴くことになり居りますので、農家の皆さんより新しい村造りとして、部落としてどう事業をするかと云う意見を推進協議会で取纏め、それを村の協議会で審議して決定する為、今後村の発展、自己の所得向上を計れる様な意見をどうし出しして下さいの様に御願ひ致します。

詳細は協議委員及び農業委員さんに伺って下さい。

贈與税の速算表

基礎控除後課税価格	税率	控除額
20万円以下	15 100	0円
50万円 "	20 100	1万円
100万円 "	25 100	3万5千円
200万円 "	30 100	8万5千円
400万円 "	35 100	18万5千円
700万円 "	40 100	38万5千円
1,000万円 "	45 100	73万5千円
1,500万円 "	50 100	123万5千円
2,000万円 "	55 100	198万5千円
3,000万円 "	60 100	298万5千円
3,000万円 超	70 100	598万5千円

この速算表の使用法は次のとおりです。

●基礎控除後課税価格×税率－控除額＝贈与税額

●たとえば、基礎控除後課税価格 356万円に対する贈与税額は356万円× $\frac{35}{100}$ －18万5千円＝106万1千円

●なお贈与をしようとするときは一応役場迄御出掛け御相談下さい。

相続税速算表

基礎控除後課税価格	20万円以下	50万円 "	100万円 "	200万円 "	400万円 "	700万円 "	1,000万円 "
税率	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%
控除額	0円	1万円	3万5千円	8万5千円	18万5千円	38万5千円	73万5千円
1,500万円 "	2,000万円 "	3,000万円 "	5,000万円 "	1億円 "	1億円 超		
	45%	50%	55%	60%	65%	70%	
	123万5千円	198万5千円	298万5千円	448万5千円	698万5千円	1,198万5千円	

この速算表の使用法は次のとおりです。

基礎控除後課税価格×税率－控除額＝相続税額

たとえば基礎控除後課税価格280万円の相続税額は、280万円×30%－18万5千円＝65万5千円となります。

◎税金の年賦延納について◎

○あなたの相続税額が1万円をこえる場合には、税務署の許可を受けて税金を分割して年賦で納めることができます。年賦延納される場合には、一定の担保を提供することが必要とされる外、延納税額について日歩2銭の利子税がかかることとなります。

◎税金の物納について◎

○あなたの相続税額を現金で納めることがむずかしい場合には、税務署の許可を受けて現金以外の一定の財産で物納することができます。

戸籍

子のない人の

相続人は誰か？

妻はあっても子のない人が亡くなった場合の相続人は誰となるか調べて見ましょう。

一、妻と直系尊族と兄弟姉妹のあるときは、直系尊族と妻が相続人となり兄弟姉妹に相続権はありません（民法八八九条、八九〇条）

一、妻と兄弟姉妹だけで直系尊族のないときは、兄弟姉妹と妻に相続権があります。この場合、次弟がいわゆる準養子となり縁組届を役場へ提出してある場合、次弟は嫡出子の身分を取得しているのです、この養子（次弟）と妻のみが相続人となり他の兄弟姉妹の相続権はなくなります（同前）

一、妻だけで実子も直系尊族もないときは、妻だけが相続人となります。

事実上の養子があっても、養子縁組届を役場へしておかなければ養子（嫡出子）の資格が法的に認められないので相続権がなく、従ってその後この妻が亡くなった場合の相続人は妻の兄弟姉妹となつて妻の実家の方へ権利が移ってしまいます。

河川及道路一部補償工事について

新年御めでとうございます。兼ねてから本村に於ては広馬場地区の一部河川及道路の改修補償工事施行方を陳情し之が着工を渴望して居りましたが、関国家防衛分担金による補償工事が為されることとなりまして、

とは同慶の至りでございます。去年十二月三十日左記の通り落札致しましたので、之が果と契約成り次第着工の運びとなりましょう。特に関係地元の方々には充分なる御協力を願ひ、桃井村発展の基礎を固める御熱意を示される様希望して止みませ

国民健康保険を再開しましよ

健康であること、これが私達にとって最大の幸せといえましょう。健康でありたい、それは万人共通の願です。然し誰もがそう願ひ乍らも、お互に生身の体、何時どこでどんな病気に罹るか、どんな災難にあつて怪我をするかわからないのです。つまり私達は大変不安な日々を送っている訳です。

この不安を少しでも軽くしたい、そして又病氣や怪我の様な思わぬ災難にあつた時の出費を少くしたい、言いかえればみんなが健康

記

- 染谷川下流 澁川関水土建
- 全 堰堤 吉岡勝野建設
- 唐沢川 高崎日東建設
- 金古相馬ヶ原線
- 原寄り方面 澁川岡本土建
- 錦装道路寄 前橋荻野土木

で明るい生活を送れる様にと万人の期待が国民健康保険制度にかけられているのです。群馬県では七十一の市町村中六十の市町村が既に実施して居ります。

米の集荷終る

本年の稲作も三年続きの豊作と云われたが、開花期の低温障害により陸稲はほぼ平年並で、水稲は平年を稍々上廻る成績であった事は御承知の通りであります。米の予約売渡制も今年で三年目であり、我々農家にとつて本制度を発展させる農民の力が具体化され、大きな「カギ」である事を充分理解され、予約数も県の要請量を上廻る好成績を得た事を深く感謝申し上げます。集荷もほぼ完了しましたが、予約農家中未だ遂農家が少数ある事は本制度に対し残念と思ふ次第であり、村全体も百分がかりけるが、農家の皆さん、本制度保持に猛運動を起して居る現況であり、もし本制度を政府に於て打切られた場合は、農民にとって一大変化をもたらす事にな

この制度については、大いの方が御存じの事と思ひますが近日中部落毎の座談会を開催しますから洩れなく御出席下さるようお願いいたします。そして一日も早く發足いたしましょう。

種類	3	4	5	計	予約数に 対する%
相馬農協	水陸	166	718	43	927
	陸	67	31	4	102
	計	32	283	184	499
計	265	1032	231	1528	93.5%
桃井農協	水陸	144	1236	138	1518
	陸	162	61	6	229
	計	54	392	147	593
計	360	1696	291	2347	101.4%
合 計	625	2728	522	3875	98.1%

入学前の こども



この春に小学校へ入学するこどもさんをお持ちの方に、今から準備をしておいて頂きたいことをいくつかとりまとめてみました。

◇心構え：いままで家庭生活だけで過してきたこどもが急に学校という社会生活にはいるのですから、当然それだけの心構えが必要です。その第一は先生を信頼する態度です。学校はおそろしいもの、先生はきびしいものという先入感を与えがちなしつけをしないように気をつけましょう。

学校では最初のうち先生とこ

どもたちが遊んで、新しい生活になじむようにしむけ、学習をおしついたりしません。家庭でもそのつもりで、明るくのびのびと学校へ送り出したいもの。

◇体の準備：入学前のこどもは、次のことだけは準備しておいて下さい。

①予防注射を受ける⇒入学前に受けておかなければならないのは、痘そう、ジフテリア、腸パラチフス、百日ぜきです。このうち痘そうとジフテリアは小学校入学前六カ月以内に一回受けておかなければなりません。

②病気をなおす⇒入学前に健康診断を受けて、病気のある人は治療をしておきましょう。とくにトラホームや皮ふ病は必ずなおしておきたいもの。

③歯の手当⇒おとなの歯のもとなり、ものをかむの一番たいせつな第一白歯がはえるのは、入学前後で、同時に乳歯と永久歯のはえかわりが始まります。

入学してしまおうと歯の治療もおおっくうになり、手おくれになるばかりか、楽しい給食もみんなといっしょに頂けないようなことにもなります。

今のうちに手当を受け、歯みがきの習慣もしっかりつけておきましょう。

◇必要なしつけ⇒入学前に文字や計算を勉強させる必要はありません。学校へ行ってからつまらなくなってしまう自然に覚えるだけでたくさんです。ただ、次のことではできるようにしつけておきましょう。

1、自分の名まえがよみかき

できる。

2、自分の名、住所、両親の名がはっきりいえる。

3、呼ばれたらはっきり返事ができる。

ねずみの害

4、自分のものは自分で整理できる。

5、自分で用便ができ、手や顔を洗える。

このほか、野ねずみが作物や造林地に与える害や、ふつうのねずみが建具や家財に与える害を考えると、いったいどれくらいになるか見当もつきません。だいたい、ねずみの門歯はたえず伸びるので、ものをかじってすりへらさないと、上下のみあわせがうまくできなくなるので、ねずみは常にものをかじっていないければならないのです。

さらに、ねずみが伝染させる病気にペスト、ワイル氏病、赤痢、チフス、ツツガムシ病、狂犬病、発疹熱、鼠咬症、ゲルトネル氏菌症などがあり、ノミ、ダニなどをまきちらします。

まことに、ねずみこそ人類の敵、百害あって一利なき存在です。冬は繁殖力がおとろえ、ねずみの食糧も不足する時期なので、駆除するのに絶好です。村ぐるみ、町ぐるみねずみ退治を実行しましょう。

実験のために飼っているねずみには、一日一匹四十グラムから八十グラムのえさを与えますが、実際に食う量は二十グラム前後です。しかし自然界にいるねずみはくいあらしをするため一日一匹あたり二百グラム以上になるようです。

ところで日本のねずみは、野ねずみを別にして、人口の三倍と推定されますから、ざっと二億五千万匹。これが毎日二百グラムずつくいあらすとすると、実に千八百万トン以上が一年間にくいあらされるわけです。

また 一匹が人間の食糧を十グラムくるとすると、年九十万トン、石に換算すれば六百五十万石となります。米一キロ八十円としても、七億億円以上の損害というわけです。

昭和33年度予算について

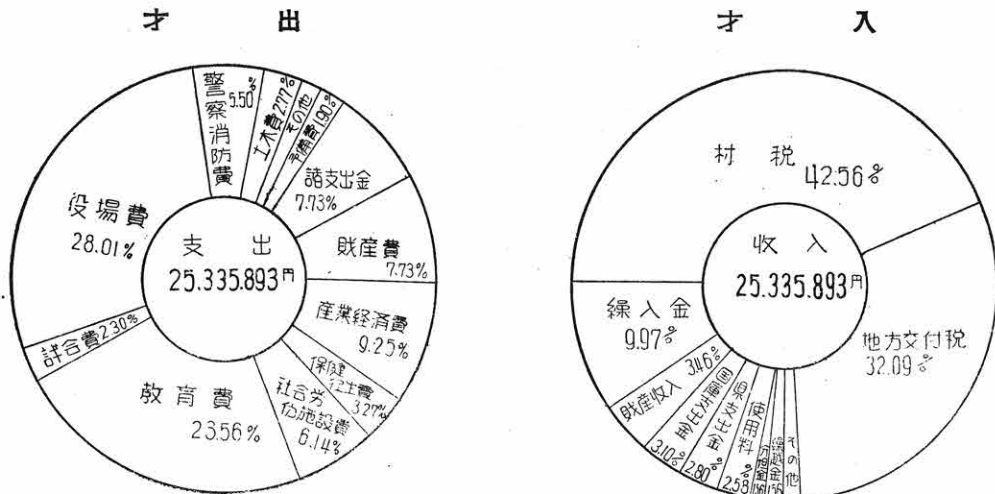
< 昭和三十三年度予算が三月十一日議決されました。新年度は特に国保 >
 < 再開に伴う繰入金約百万円と基本財産造成に重点を置き編成されまし >
 < た。新村建設に一層御協力下さるよう御願います。なお款別割合は >
 < 下表に示した通りであります。 >

才 出 の 部			才 入 の 部		
	円	%		円	%
1 議会費	566,250	2.30	1 村 税	10,886,959	42.5
2 役場費	7,156,800	28.01	2 地方交付税	8,200,000	32.09
3 警察消防費	1,385,750	5.50	3 公営企業財 産及収入	48,065	0.20
4 土木費	686,700	2.77	4 分担金及負 担金	345,800	1.56
5 教育費	6,016,378	23.56	5 使用料及手 数料	656,100	2.58
6 社会労働施 設費	1,431,043	5.68	6 国庫支出金	747,680	3.10
7 保健衛生費	814,860	3.27	7 県 支 出 金	690,740	2.80
8 産業経済費	2,346,570	9.25	8 寄 附 金	10,000	0.16
9 財 産 費	1,958,100	7.73	9 繰 入 金	2,526,900	9.97
10 統計費	64,800	0.35	10 繰 越 金	363,249	1.52
11 選挙費	150,360	0.68	11 財 産 収 入	860,400	3.46
12 公 債 費	300,732	1.27			
13 諸 支 出 金	1,977,550	7.73			
14 予 備 費	480,000	1.90			
才出合計	25,335,893	100	才入合計	25,335,893	100



第 4 号
 発行所 桃井村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

▷ 昭和33年度収入割合 ◁



春の子防接種

一、ツベルクリン反応検査
該当者 ○才〜五才迄

注射後四十八時間後に判定陰
性者にはBCGを接種する。

一、種痘

該当者 昭和三十二年生れの
人

一週間の後検診

一、腸チフス、パラチフス予防
接種

該当者 満三才より六十才迄
(満三才より四才迄の者は
三回行う)

明治或は大正初期に生れた
方はあばた顔の人が居った事
を御存じでしょう。現在そう
した人を見かけなくなつたの
は種痘が徹底したからです。
他の予防接種も徹底すれば之
と同じ効果があるわけです。
既に御承知の如く予防接種は
法に定められたもので、該当

者は必ず受けなければならな
い義務があります。



今年 は 早目 に
ハエ退治 を!!!

伝染病の仲だちをするハエが
暖くなるにつれて、日増にふえ
てきます。ハエの飛び立たぬ内
うじ虫の時に薬を撒布して殺し
ましょう。

壁、天井、納屋、物置、便所
畜舎等(便壺は汲み取った後便
のある時は便や紙をよくならし
て撒布するのが効果的です) D
DT油剤を十分撒きつけて置
きますと、乾いても効果が長い
間残って居りますので、ハエの
手足が之に触れますと、やがて
死んで仕舞います。うじも体の

之を怠つたため、いやな病氣
にかゝり可愛い子供を苦しめ
たり、自分も苦しんだりせぬ
様必ず出席して注射を受けま
しょう。

+
+

中迄薬が浸透します。

この薬剤は効果が即刻頭われ
ませんので効果が少い様に思わ
れますが、だんだんと頭われて
長持ちするので、経済的です。
撒布する分量は次の通りです
DDT油剤 一坪当り 一合
粉剤 一坪当り 二匁〜四匁

どれでも都合のいいものを、
月一、二回づゝ撒布して下さい
石灰窒素を一握づゝ撒布する
のも効果があります。(便壺)

少年の不良化を防ごう

三月は少年達には進学、卒業
就職の時期で、一つの転換期と
なるわけであるが、こうした精
神的な動揺、環境の急変は、と
きとして不良化、犯罪化への動
機となりやすい。

統計から見ると少年犯罪は年
々増加し、しかも凶悪粗暴化の
傾向にあり、特徴としては、集
団グループによる犯罪が多くな
ってきている。
少年は模倣性や雷同性が強い
ので、深く考えることなく、不
良グループに仲間入りして、一
人でできない非行を、非行経験
の多いリーダーにひきずられて
行う例が多い。

一、少年の不良化を防ぐには、
イ、周囲の人は、常に温い眼
で見護ってやる熱意と愛情
を持つこと。
ロ、年令に応じて自主性を持
たせること。

ハ、子供に勝手ままな行動
をさせないこと。
我が子に限ってという盲信
と放任が最も危険である。

二、家庭で良く指導をしても、
友だちにこれを破壊されるこ
とがあるから、交友関係には
良く注意すること。

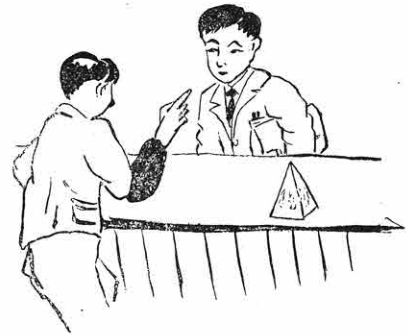
自衛官募集に ついて

三月一日から四月十五日まで
陸、海、空自衛官を募集してい
ます。

応募資格は日本国民で、年令
十八歳以上二十五才未満の者。
試験は中学卒業程度で、四月
末から五月上旬にかけて、入隊
は六月からとなっています。

詳細については役場又は群馬
地方連絡部(前橋市曲輪町)へ
御連絡下さい。

改正される (戸 籍)



昭和二十二年五月三日、平和的民主的憲法の公布がなされ、これに基づいて翌年一月一日民法戸籍法も当然改正されました

この改正は従来の戸籍が戸主を中心として、これと共に一家を構成する家族をもって一つの戸籍がつくられていたのですが改正された戸籍法は、各個人を基準として、「一の夫婦及びこれと氏を同じくする子」毎に一つの戸籍を作ることになったのです

そして出生、養子縁組、婚姻

離婚、復氏、入籍等事件の度毎にこの「一の夫婦及びこれと氏を同じくする子」毎の戸籍を編製して来た訳です。

今度の戸籍改正法

然し乍ら十年を経た現在未だに一つの戸籍に幾組かの夫婦、或は祖父母、父母、子の三代に亘る人達が同居している戸籍が沢山残っておりますので、これらの戸籍は全部現戸籍法の定めるところに従って改正されることになっております。

そしてこれは来る四月一日から全国一斉に各市町村役場で改正に着手いたします。

ですから皆さんの知らない間に、戸籍が別々になることになりしますので、皆さんも特に戸籍上の手続をなされるとき等には御注意いただきたいと思ひます

次に改正の例を挙げて御参考に供します。

次の様な戸籍があつたとしますと、

母	ウメ
妻	マツ
長女	タケ
弟	二郎
弟の妻	ツル
長女の子	九郎
弟の養子	十郎

右の戸籍から次の様に三つの戸籍が各別に編製されます。

1、戸籍の筆頭者

桃井ウメ

2、戸籍の筆頭者

桃井タケ

九郎

3、戸籍の筆頭者

桃井二郎

ツル

十郎

大麻草(あさ)けしの栽培について

この1、2の戸籍、特に1の戸籍の母ウメについては、現在の習慣感情から見なすべくしがたい方もあるかと思ひますが法あるところを御了解頂きたいと思ひます。

一、大麻草(あさ)学名—カン二、けし(学名—パヴエル・ナビス・サテイバ・エル)を栽培しようとする者は、都道府県知事の免許を受けなければなりません。

免許を受けないで大麻草を栽培すると、大麻取締法違反として罰せられることがありますから、お互に注意しましう。

ソムニフエルム・エル及びパヴエル・セテイゲルム・デイシー)並びにその他のけし属の植物であつて、厚生大臣が指定するものを栽培しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければなりません。

「けし」のうちでも「ひなげし」(次頁へつづく)

し(ぐびんそう、シャーレーポビー)」、「おにげし(オリエンタルポビー)」、「ちしまひなげし(宿根げし)」は許可を受けないで誰でも栽培することができません。

これらの「けし」は花が非常に美しいので観賞用として各家庭の庭先などによく見受けられることがあります。「ひなげし」、「おにげし」、「

ちしまひなげし」以外の「けし」を無許可で栽培すると、あへん法違反として罰せられることがありますから、お互いに注意しましょう。

三、大麻草や「けし」のことに ついて、くわしいことは保健所または、県業務課へおたずね下さい。

(県業務課麻薬係)



お金の 貸借法律研究

春の訪れを知らせるかのよう
に、梅のつぼみもほころび、春
型の気圧配置ともなれば、春光
のきまぐれ天気に合わせて、私達

人間社会の生活にも切離すこと
の出来ないものとして、お金の
問題も多く出て来ることでしょ
う。

お金については、誰しもお互いに色々の苦勞があると思いま
す。お金の必要な人は誰からか
借りようと考え、またお金のた
くさんある人は、なんとかそれ
以上に増やすことを望むことで
しょう。

世の中にはこうした困ってい
る人達の気持を利用して、而當
事者の仲介をして、手数料を脅
して取る人、高い利息を取って
貸付ける人、又は利息が沢山つ
くからと云って、多くの人から
お金を借りて返せなくなる人な
ど沢山いることでしよう。

このように不正な金融を行う
ことは、法に触れたり、損をす
る原因にもなります。
ある村に次のような事例があ
りました。それは甲の人が生活

に困り、その上子供が病気にな
ってしまい、医療費の支出に困
っているのを利用して、乙なる
ボスの口聞きで、丙なる金持か
らお金を借りたところ、高い利
息を取られた上に、その後甲と
丙なる金持ち、両方が乙に脅さ
れて高い手数料を取られたので

甲は益々生活に困り、村の駐在
所に泣き込んだので、調べたと
ころ、丙は無届貸金業者である
ことが判り、乙、丙共法の違反
者として処罪を受けたのです。
以上の様に農村においては、
軽い気持ちでこのような法に違
反している貸借りが数多くある
ことと思えますから、次のこと
に注意して法に違反しないよう
心掛けましょう。

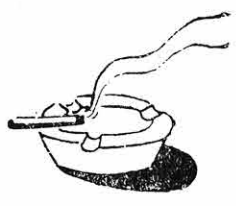
一、営業としてお金を貸したり
その取り持ちをする人は大蔵

大臣に届出で、法律で定めら
れた利息以内で営業する。

二、またお金を借りようとする
人は、法律に定められた最高
利息は、百円につき一日三十
銭でありますから、それ以上
の契約は無効であり、支払う
必要ありません。

ですから村民の皆様が日常生
活を営む上に、法律に違反し
た金融問題が起きた時、また
聞いた時は、いつでも警察な
り駐在所の方え願出して、明
るい村の発展に心掛けましょ
う。

(山子田駐在所)



桃井村報

[第5号]

場部一印 役宗一印 井和四一 桃見善マ 所集人善マ 所刷所マ

桃井村国保の発足

健康村への大飛躍

国民健康保険法が住民の医療費負担解決施策として、昭和十三年に創設実施されて今年は二十年に当ります。

この間社会情勢、経済事情の変革に伴い、この制度発展にはその盛衰著しいものがありました。しかし乍ら新憲法において国民の健康と生活の安定が保障され、所謂社会保障制度の拡充強

民の健康と生活の安定が保障され、所謂社会保障制度の拡充強化が叫ばれるようになり、その中核をなす本制度においても、昭和二十八年度の助成交付金の交付昭和三十三年度からの

最高裁判所裁判官の国民審査について

今度行われる衆議院議員選挙と一しよに、最高裁判所裁判官の国民審査が行われます。今度審査される裁判官は五人です。この投票は普通の投票と違って、審査される裁判官の氏名が投票用紙に書かれておりますから、やめさせたいと思う裁判官については×の記号をつけ、やめさせたくないと思ったら何もかかないで、投票箱へ入れて下さい。この審査は憲法に定められた大事なことです。棄権しないようにいたしましょう。

公明選挙はわが家から

衆議院議員総選挙及び最高裁国民審査が来る二十二年日行われます。今度こそ清く正しい投票を一人もれなくいたしまし

な細かい点について二、三お伝えします。

被保険者について

この村に住んでいる人はすべて被保険者となります。但し健康保険等の被保険者及びその被扶養者並びに貧困のため地方税の免除を受けるもの、及びその世帯にあるものは除かれます。被保険者に異動(転入、転出生、死亡)のあった場合、世帯主から十日以内に届出をすることになっていきます。

保険給付について

被保険者は契約医療機関、保

び名称
(田) 入院予定日数
被保険者は診療を受けたときは、その都度一部負担金をその療養担当者(お医者さん)に支払わなければなりません。緊急その他止むを得ない場合は契約のない医療機関(主として県外)からも医療を受けられますが、此の場合一応費用は全額を支払い、領収書と診療報酬請求明細書を必ず貰って、保険者に請求して下さい。
緊急の場合以外契約のない医療機関で診療を受けた場合保険者の承認を得ることになっていきます。
助産費、保育手当金及び葬祭費の支給を受けようとするときは、保険者に受診証を提示しなければなりません。助産費、葬祭費の請求は、戸籍の届出の際が便宜です。なお、保育手当金は生後六カ月を経過後支給されます。

した結果九五%の賛成があったので、三月の村会において条例を設定し、新年度より事業を開始した次第であります。本制度発展のため、今後共格段の御協力をお願いして止みません。

被保険者の皆様へ

国保事業も開始以来早くも一カ月を経過し、その内容については略御承知の事と思えますが

保険税について

- (一) 住所、氏名
- (二) 受診証番号
- (三) 傷病名
- (四) 入院した病院の所在地
- (一) 保険税の納税義務者は原則として国保の被保険者である世帯主です。ここに言う世帯主とは、一戸を構えている者(次頁へつづく)

または一戸を構えていなくても独立の生計を営んでいるものです。健保等の被保険者で国保の被保険者である資格のない世帯主であってもその世帯に国保の被保険者がある場合は、その世帯主を国保の被保険者とする世帯主とみなして保険税を賦課されます。

(二) 保険税の納税義務者に対する課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額です。(一世帯当り平均三、二六三円)

(三) 保険税の賦課期日は四月一日。

(四) 納期は五月、七月、九月、十一月、一月、三月の六回です。

(五) 健康保険の被保険者等であるため国保の被保険者である資格はないがその世帯内に国保の被保険者がある結果保険税の納付義務を負う世帯主については、被保険者均等割及び所得割が軽減されます。

(六) 保険税の納期内納入による奨励金の率は五%です。又納期限後は延滞金等が加算される外すべて普通税と同様な取扱いとなっています。

●運営協議会
国保事業についても一般の村行政と同様議決機関としての村

〈昭和33年度国民健康保険特別会計予算について〉

国保特別会計予算は3月20日議決されました。款別割合下表の通り。

才入の部 才出の部

才入の部			才出の部		
款	金額	割合	款	金額	割合
	円	%		円	%
国民健康保険税	3,875,467	54.86	役場費	421,916	5.97
使用料及び手数料	10,000	0.14	保険給付費	5,853,705	82.87
国庫支出金	2,186,000	30.95	保険施設費	191,188	2.71
県支出金	2,000	0.03	趣旨普及費	3,100	0.05
繰入金	988,000	13.99	財産費	100	—
繰越金	100	—	公債費	100	—
雑収入	2,200	0.03	諸支出金	289,077	4.09
			予備費	304,581	4.31
歳入合計	7,063,767	100	歳出合計	7,063,767	100

議会が主要な事項を議決し、村長以下その執行に当るわけですが、国保事業の性質から専門的知識と研究とをもって運営の適正を図る必要があるというので専門的諮問機関としてこの協議会を置くことになっていきます。本村の委員は五人で次の方々が委嘱されました。

(敬称略) ○印は会長)

被保険者代表 高橋 吉助
小野 関恒好
医師代表 菊地 徳治

公益代表 ○萩原 貞治
" 協議会の任務 田中 忠雄
一、村長の諮問事項を審議すること。
二、必要あるときは村長に建議すること。
三、被保険者、その他利害関係者から国民健康保険に関する意見の開陳があったときはこれを受理し、意見を附して村長に提出すること。

新農山村

建設計画



町村合併により桃井村に於ける農山村建設特別計画も着々進展し、本年度実施地域に指定を受けようとして居る処であり、本年度実施予定事業の概要を申し上げます。

一、特別助成事業の構想

(一) 桃井村の農業経営安定の基礎的要素である土地条件の整備は地域振興の根幹である。これ等の事業の推進と共に農地の交換整備事業を実施し土地の生産性の向上と併せて労力の生産性の向上を図る目的から本事業を行う

(二) 農地交換整備事業、附帯水路附帯農道の整備を行う。

(三) 凍霜害常習地帯の開田事業を行い、附帯溜池、導水路、農道、水路の新設により、不安定な畑作地帯を開田により受益者の経済的諸条件の安定を期する。

(四) 農業経営形態の転換対策として集約酪農地域の指定を契機として、畜産振興計画を推進中であるが、当地域として

(五) これ等事業の完全遂行は飼料の自給率の向上と品種改良を行うことが欠くことのできない問題であろう。この施設として家畜管理所、集乳所施設の高度利用により農家の共同精神の高揚を図る。

(六) 林業経営改善を図る為奥地林道の開発により荒廃林、粗悪林の改植と併せ、調査計画に基づき森林測量、地況調査、経営調査等を行い、立地、造林樹種等の調査と共に、用材林保有の展示施設を設け、林業経営改善と合理化を期す。

(七) 農村の弊習である婦人の過労と保健衛生の改善を行うことは、明朗にして健全なる生活を基盤とする農村の建設には、農事研究会、生活改善グループの育成強化を図り、これが推進施設として青年研修キャンプ施設、土地調査施設等の高度利用により青年、婦人の知識向上を図りたい。本年度事業は次頁の通り。

1. 特別助成事業

事業主目	地区	事業主体	事業量	事業費	負担区分				
					国庫補助金	市町村費	団体	個人	
稚茸不時栽培施設	長岡	森林組合	17.5坪	千円	千円	千円	千円	千円	千円
家畜管理所	山子田	桃井農協	20坪	142	71	—	—	—	71
集乳所	長岡	桃井農協	2棟	650	325	65	260	—	—
青年研修キャンプ施設	山子田	村	機械器具1式 15坪 2棟 附帯施設	432	216	43	173	—	—
土地調査施設	山子田	農業委員会	2式	690	345	345	—	—	—
計				2.026	1.013	509	433	—	71

2. 一般助成事業

事業主目	地区	事業主体	事業量	事業費	負担区分				
					国庫補助金	市町村費	団体	個人	
新井上サ農道	新井	新井土地改良区	800m	千円	千円	千円	千円	千円	千円
用材林植栽	上野原	森林組合	巾員3m 杉 160反 松 50	560	112	56	—	—	392
主要農作物採種圃	村一円	村	米・麦30反	830	332	498	—	—	—
計				1.420	459	569	—	—	392

3. 村単独事業

事業主目	地区	事業主体	事業量	事業費	負担区分				
					国庫補助金	市町村費	団体	個人	
農道原型復旧	村一円	土木委員会	図面通り	千円	千円	千円	千円	千円	千円
天地返し	"	個人	50反	100	—	100	—	—	—
害虫防除施設	"	農協	2台	50	—	50	—	—	—
農産物共進会	"	"	800点	100	—	100	—	—	—
こんにやく展示圃	"	"	2カ所	20	—	20	—	—	—
暗渠排水事業	"	個人	40反	1	—	1	—	—	—
陰樹伐採	"	共同施行	—	240	—	24	—	—	216
耕土培養事業	"	"	180反	—	—	—	—	—	—
苗畑改善施設	長岡	森林組合	300坪	738	—	74	—	—	664
樹苗振興育成	村一円	"	1年生 40反 2年生 100反 140反	80	—	—	—	—	80
農事研究会育成	"	村	18グループ	6.924	—	—	—	—	6.924
自給肥料増産施設	"	個人	堆肥盤56	18	—	18	—	—	—
"	"	"	堆肥舎26	672	—	28	—	—	644
サイロ増設	"	"	サイロ103	2.340	—	13	—	—	2.327
サ拔桑園根改植	"	農協	2台	515	—	31	—	—	484
桑苗育成	"	個人	104反	26	—	26	—	—	—
桑族の改善	"	"	5反	624	—	—	—	—	624
畜産共進会	"	農協	200セツト	125	—	—	—	—	125
自給飼料増産施設	"	"	130頭	1.600	—	160	—	—	1.440
単飼成鶏バタリ	"	"	23反	40	—	40	—	—	—
乳牛導入	"	養鶏組合	サイロワク2	144	—	100	—	—	44
里いも採種事業	"	農協	40	176	—	—	—	—	176
大根採種圃	"	"	22頭	990	—	—	—	—	990
土壌断面調査	広馬場	村	2反	1	—	1	—	—	—
副業振興	"	"	2反	1	—	1	—	—	—
新生活運動強化	村一円	"	562反	25	—	25	—	—	—
茶園造成事業	"	"	竹細工	—	—	—	—	—	—
計			薬工品	—	—	—	—	—	—
			組織強化	36	—	—	—	—	36
計			9反	15.586	—	812	—	—	14.774
総合計				19.032	1.472	1.890	433	—	15.237

以上の様な各事業を実施するに当つては村民各位の格別な御協力御理解を得度く御願ひする。

税務

◎納期のお知らせ!!!

昭和三十三年度から左表の通り納期区分を変更いたしました。お忘れなく納期完納に御協力下さい

月別	村民税				全期
	一期	二期	三期	四期	
4					
5					
6	一期				
7		二期			
8			三期		
9				四期	
10					
11					
12					

◎軽自動車税の創設について

一、永い間皆様に親しまれて居りました自転車荷車税が今回の税法改正で全面的に廃止になり、新たに軽自動車税が市町村税として創設されました。軽自動車、小型二輪自動車、耕耘機がそれです。

然し手続き等については別段変わったところはありませぬ。たゞ県税の客体であつたものが市町村に移管になっただけのことです。

二、原動機付自転車については、税目が軽自動車税と変わっただけで今まで通り課税されます。

舗装道路について

村民待望の舗装道路が各位の御努力と御協力によって完成致しました。同慶の至りであり、新村振興上の大なる要因であると云えましよう。

先ず第一に之を大いに活用しなければなりません。その為には現在の姿を永く維持することです。田畑手入に当り、小石を

除きますが、之を舗装道路へ捨てないで野道に敷いて下さい。之が田畑と道路を可愛く思う本当の手入と謂えましよう。

夏期熱の為舗装が粘り、之が車輛のタイヤ等に粘り付きはぎ取られると大穴の基となります砂があつたら、粘る部分にかけてやる位の心掛けが欲しいと思ひます。果が維持管理に当るとは云い乍ら手が届きません。吾が村に在る道路です。自分のものと考えましよう。

この他本村には特別な大工事なされて居ることは御承知の通りで、こゝ数年間に何億と云う金(税金)が使われて居りますが到底底村の中文で為し得る業ではありませぬ。私達村民は之が維持管理に努め、何時も新しい儘の施設として之を充分活用致ましよう。

立派な田用貯水池に土砂を溜め、用水路を損い、今後施行出

案外やさしい ブユの退治

ブユ(ブヨ、プトともいう)は体長二〜三ミリで短い羽があり人畜の血を吸います。血を吸うのはメスで、刺されたところは赤くはれ、はげしいかゆみを覚えます。ブユの多い地帯の人は免疫ができていますので、はれやかゆみはそれほどではありませんが、日光浴などは閉口し、しばしば化のうしてホウカシキ炎や敗血症を起すことさえあります。

▽ブユの防ぎ方……個人的、一時的な防ぎ方としては、忌避剤を手足や首にぬる方法があります。これはジメチール、フタレートなどを主剤にした塗布剤で、キャンプや魚釣りに行く人、営林署や交番の警察官など蚊やブユに悩まされる人に利用されます。

来ない河川護岸に傷けない様充分注意致しましょう。之が将来村発展の最大要素とも考えられます。

土木事業面から謂う村の振興発展は工事施行より、その後にかける愛護保存活用に在りと敢て一言する次第です。

因に本村の舗装工事に対する負担金は約百四拾五万円です。(土木係)

ブユの退治

▽ブユの退治……ブユを根本的に退治するのは案外簡単です。ブユは主として水がきれいな流れの速い小川に発生します。卵は水面の草などにかたまりになってうみつけられ、一〜二週間で幼虫になると水草や石などに吸着して育ち、二〜四週間でさなぎになります。さなぎはまゆの中にいて、呼吸糸という枝のある細長い糸を出して居ますが、一〜二週間で成虫になります。

駆除はDDT水和剤を川に流せばよく、上流から五百メートルおきに分間の流水量の十万分の一のDDTを投入すればよいのです。

この方法でブユの名所といわれた妙高高原ではブユ退治に成功しました。本県のように

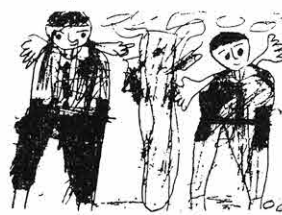
最近こどもたちの間で、ロケツトなど火薬を使ったおもちゃが流行し、そのため大きなケガをする事故がたえません。

もともと火薬類は、火気はもちろんのこと、わずかな衝撃によつても爆発し、思わぬ事故を起すものですから、売っているおもちゃの火薬を容器につめた後、はぐして集めたりするのは禁物です。

そのほか弓矢、バチンコ、チャンバラなどでケガをする例も多いので、父兄はよく注意して下さい。

に観光地の多いところでは、住民や観光客を悩ますブユを根こそぎ退治したいものです。なお川の流水量は、厳密に測定機械を使つてはかりませんが、ウキを流して一分間の流速を求め、川の断面積に乗ずれば略概求められます。

あぶない遊び



最近こどもたちの間で、ロケツトなど火薬を使ったおもちゃが流行し、そのため大きなケガをする事故がたえません。

もともと火薬類は、火気はもちろんのこと、わずかな衝撃によつても爆発し、思わぬ事故を起すものですから、売っているおもちゃの火薬を容器につめた後、はぐして集めたりするのは禁物です。

そのほか弓矢、バチンコ、チャンバラなどでケガをする例も多いので、父兄はよく注意して下さい。

桃井村広報

[第6号]

発行所 桃井村役場
発行人 浅見和四郎
編集人 善養寺宗一
印刷所 マツダ印刷

衆議院議員選挙結果

投票率 本村は郡下才二位

去る五月二十二日執行の総選挙に際しては有権者並びに御家族皆々様の選挙に対する絶大なる御後援と御理解によりその投票成績は誠に優秀なものでありました。

因に群馬県は全国第一位で、投票率は八七、三%、北群馬郡は本県で第一位で率は九〇、五七%、本村は郡下第二位で九二、五五%でした。更に本村の投票区別男女別を表に示しますと次の通りです。

第一投票区(山子田)				第三投票区(新井)			
男	有権者数	投票者数	投票率(%)	男	有権者数	投票者数	投票率(%)
四三	五三九	九三六	九二、七	五七	二五三	二四〇	九〇、一
女	五〇六	四七九	九三、七	六六	二六〇	二五六	九二、五
計	九四一	八七八	九三、三	計	一、一三四	一、一九六	九二、三
第二投票区(長岡)				第四投票区(広馬場)			
男	有権者数	投票者数	投票率(%)	男	有権者数	投票者数	投票率(%)
四一	一六三	一八九	九三、五	五九	四九〇	四四〇	九二、七
女	四一三	三九〇	九三、三	五二	五三二	二六〇	九二、一
計	八二九	七七九	九三、五	計	一、〇二二	一、〇〇〇	九二、二

1、当日の有権者数

開票結果は次の通り

今後の選挙に望む
1、投票率の益々向上を期し
2、無効投票の絶無を望む。

民主政治の第一歩は
先づ投票から
行使した投票は有効
に生かしましょう

得票数

三六〇票 武藤 運十郎
一六八票 福田 越夫
三〇二票 栗原 俊夫
三一七票 小淵 光平
二四票 堤 源寿
七三票 小此木 左馬太
五八一票 中曾根 康弘

2、候補者別得票数
(届出順)

四、一四五
三、八三六
三〇九
三、八二五
一一一

候補者氏名

赤痢の原因

赤痢は赤痢菌が飲食物と共に口から入って感染する伝染病です。赤痢菌は患者や保菌者の便の中だけにあるのですから、手指、器物、ヘエ、ねずみ等が媒介の役をすることになります。

赤痢の症状

高熱、腹痛、吐きけ、頭痛を起し、間もなく下痢を起す。はじめは水様便或は水様粘液便ですが、やがて粘血便、更に膿様便となり一日数回から数十回にわたり全身ひどく疲労します。

赤痢の診断と治療

右の様な症状を示す時は容易に診断出来ませんが、軽症の場合にはなかなか診断がむずかしいものです。そこで下痢をしたら赤痢かもしれないと考えて、便や手、指、下着などの消毒を完全にすると同時に医師の診断を受けることです。

赤痢の経過と処置

非常に早い経過を示す病気で一刻を争うのが疫痢です。疑わしい症状の時は、とりあえず洗腸をすると同時に大至急で医師を迎えて下さい。

赤痢の予防

1、手洗いの励行
2、ヘエ、ねずみの駆除
3、生水、生物の注意(食物食器に川水使用禁止)
4、便所の改善
5、下痢をしたら一応赤痢を心配する

しろつと治療は危険

抗生物質の乱用により赤痢菌が薬に強い抵抗力を示す様になりました。薬のために素人目には一見全治した様に見えても、健康保菌者となって菌を多量に排出している場合が多いので、医師の指示でなければ素人療法は絶対危険です。

疫痢とは

二才から十才特に三才、五才を中心に起る病気で、突然高い熱が出ることも、発病、顔色が青くなり、変化したり、脈が早く又かすかになったり、手足が冷たくなったりします。暴れたり、ぐったり眠ってしまったり、けいれん、嘔吐、下痢を起したりします。

赤痢の診断と治療

右の様な症状を示す時は容易に診断出来ませんが、軽症の場合にはなかなか診断がむずかしいものです。そこで下痢をしたら赤痢かもしれないと考えて、便や手、指、下着などの消毒を完全にすると同時に医師の診断を受けることです。

赤痢の原因

赤痢は赤痢菌が飲食物と共に口から入って感染する伝染病です。赤痢菌は患者や保菌者の便の中だけにあるのですから、手指、器物、ヘエ、ねずみ等が媒介の役をすることになります。

赤痢の症状

高熱、腹痛、吐きけ、頭痛を起し、間もなく下痢を起す。はじめは水様便或は水様粘液便ですが、やがて粘血便、更に膿様便となり一日数回から数十回にわたり全身ひどく疲労します。

赤痢の診断と治療

右の様な症状を示す時は容易に診断出来ませんが、軽症の場合にはなかなか診断がむずかしいものです。そこで下痢をしたら赤痢かもしれないと考えて、便や手、指、下着などの消毒を完全にすると同時に医師の診断を受けることです。

赤痢の経過と処置

非常に早い経過を示す病気で一刻を争うのが疫痢です。疑わしい症状の時は、とりあえず洗腸をすると同時に大至急で医師を迎えて下さい。

赤痢の予防

1、手洗いの励行
2、ヘエ、ねずみの駆除
3、生水、生物の注意(食物食器に川水使用禁止)
4、便所の改善
5、下痢をしたら一応赤痢を心配する

予防

幼児の手、足、顔等を清潔にしてやること。母親自身の手指、食器、飲食物を清潔にして下さい。

赤痢の経過と処置

非常に早い経過を示す病気で一刻を争うのが疫痢です。疑わしい症状の時は、とりあえず洗腸をすると同時に大至急で医師を迎えて下さい。

赤痢の原因

赤痢は赤痢菌が飲食物と共に口から入って感染する伝染病です。赤痢菌は患者や保菌者の便の中だけにあるのですから、手指、器物、ヘエ、ねずみ等が媒介の役をすることになります。

赤痢の症状

高熱、腹痛、吐きけ、頭痛を起し、間もなく下痢を起す。はじめは水様便或は水様粘液便ですが、やがて粘血便、更に膿様便となり一日数回から数十回にわたり全身ひどく疲労します。

赤痢の診断と治療

右の様な症状を示す時は容易に診断出来ませんが、軽症の場合にはなかなか診断がむずかしいものです。そこで下痢をしたら赤痢かもしれないと考えて、便や手、指、下着などの消毒を完全にすると同時に医師の診断を受けることです。

赤痢の経過と処置

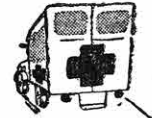
非常に早い経過を示す病気で一刻を争うのが疫痢です。疑わしい症状の時は、とりあえず洗腸をすると同時に大至急で医師を迎えて下さい。

赤痢の予防

1、手洗いの励行
2、ヘエ、ねずみの駆除
3、生水、生物の注意(食物食器に川水使用禁止)
4、便所の改善
5、下痢をしたら一応赤痢を心配する

新医療費の告示

(保) (險) (税)



社会保険医療費の引上は愈々十月一日実施と決り、六月三十日付告示がなされました。現行点数表は昭和二十六年に作られたもので、今日の実情に合わないといわれます。新点数表は甲表、乙表の1、乙表の2の三とおりで医師は甲、乙いずれをとるか決めることになっていきます。

新点数が実施された場合、一部負担金(医師の窓口で支払う分)は平均八、五%多くなると厚生省ではいっています。一番影響を受けるのは健保や国保に入っていない人のようです。保険税については引上分が当初予算に見込まれており、現在とかわりはありません。

四月の医療費

四月分国民健康保険給付状況の通り。

診療種別	件数	日数	費用額	保険者負担分	一部負担金	社会保険(除国保)負担分
一般診療	二七	五七	一五、三三	八、四六	八、四六	二七
入院	一	一六	三九、六六	一七、一六	一七、一六	一、三二
入院外	一八七	六八	一五、七五	七、八〇	七、八〇	〇
歯科診療	一四	九三	四、七〇	四、六七	四、六七	〇
療養費	七五	二九〇	六七、九七	三六、一八	三六、一八	一、六三
合計	二七	五七	一五、三三	八、四六	八、四六	二七

任意給付 (六月までの分)

区分	助産費	保育手当金	葬祭費
四月	八件 八、〇〇〇	—	二件 二、〇〇〇
五月	一六件 一六、〇〇〇	—	三件 三、〇〇〇
六月	四、〇〇〇	一(月割) 四〇〇	五、五〇〇
計	二八、〇〇〇	四〇〇	一、九〇〇

右の表にようになります。一回の病気で平均四日、〇二円と九円を要する勘定になります。

★国保診療契約一覽表

施設名称	所在地
一 群大病院	前橋市岩神町
二 国立高崎病院	高崎市高松町
三 沼田病院	沼田市
四 赤十字病院	前橋市新町
五 国立療養所大日向	渋川市
六 長寿園	吾妻郡吾妻町
七 足利	栃木県足利市
八 長野	長野県水内郡若槻村
九 小諸	長野県小諸市
一〇 東	東京都北多摩郡清瀬町
一一 埼玉	埼玉県南埼玉郡蓮田町
一二 群馬	群馬市紅雲町
一三 群馬	太田市高林
一四 前橋療養所	前橋市亀泉町
一五 前橋直営多野病院	藤岡市
一六 鬼石病院	多野郡鬼石町
一七 富岡厚生病院	甘楽郡下仁田町
一八 下仁田厚生病院	甘楽郡下仁田町
一九 碓氷病院	碓氷郡安中町
二〇 伊勢崎病院	伊勢崎市幸町
二一 桐生厚生病院	桐生市
二二 邑楽厚生病院	館林市
二三 邑楽厚生病院	群馬郡群南村
二四 邑楽立前橋保健所	群馬郡北曲輪町
二五 高崎	高崎市高松町
二六 桐生	桐生市
二七 伊勢崎	伊勢崎市川岸町
二八 太田保健所	太田市
二九 沼田	沼田市
三〇 渋川	渋川市
三一 三	三
三二 三	三
三三 三	三
三四 三	三
三五 三	三
三六 三	三
三七 三	三
三八 三	三
三九 三	三
四〇 三	三
四一 三	三
四二 三	三
四三 三	三
四四 三	三
四五 三	三
四六 三	三
四七 三	三
四八 三	三
四九 三	三
五〇 三	三
五一 三	三
五二 三	三
五三 三	三
五四 三	三
五五 三	三
五六 三	三
五七 三	三
五八 三	三
五九 三	三
六〇 三	三
六一 三	三
六二 三	三
六三 三	三
六四 三	三
六五 三	三
六六 三	三
六七 三	三
六八 三	三
六九 三	三
七〇 三	三
七一 三	三
七二 三	三
七三 三	三
七四 三	三
七五 三	三
七六 三	三
七七 三	三
七八 三	三
七九 三	三
八〇 三	三
八一 三	三
八二 三	三
八三 三	三
八四 三	三
八五 三	三
八六 三	三
八七 三	三
八八 三	三
八九 三	三
九〇 三	三
九一 三	三
九二 三	三
九三 三	三
九四 三	三
九五 三	三
九六 三	三
九七 三	三
九八 三	三
九九 三	三
一〇〇 三	三

税務

相続税法等の改正について

相続税法及び贈与税等の法律が本年四月大中に改正になりました。長い間皆さんが関心を持った税法の改正であるので次に概説いたしますから参考にして下さい。

一、相続税関係

- (1) 基礎控除が一五〇万円に引上げられました。尚相続人数に依り三〇万円づゝ加算控除することが出来るようになりました。
- (2) 総遺産価額の見積りに当って、相続開始前三年以内に被相続人から相続人に贈与した財産があるときは、その価額を相続財産に加算する。
- (3) 相続人数は相続権を放棄した者をも含む。

二、贈与税関係

三年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税額

- (1) 昭和33年中に父から子に30万円贈与
基礎控除
30万円 - 20万円 = 10万円……税額1万5千円
- (2) 昭和34年中に父から子に40万円贈与
基礎控除
40万円 - 20万円 = 20万円……税額3万円
昭和33年中の贈与 昭和34年中の贈与
(30万円 - 10万円) + (40万円 - 10万円) = 50万円
……税額8万5千円
3万円 + {8万5千円 - (1万5千円 + 3万円)} = 7万円……(昭和34年分贈与税額)
- (3) 昭和35年中に父から子に50万円贈与
50万円 - 20万円 = 30万円……税額4万5千円
(昭和33年中の贈与) 昭和34年中の贈与
(30万円 - 10万円) + (40万円 - 10万円) +
昭和35年中の贈与
(50万円 - 10万円) = 90万円……
税額1万5千円
4万5千円 + {19万5千円 - (1万5千円 + 7万円 + 4万5千円)} = 11万円 (昭和35年分の贈与税額)

林務委員長更迭

前林務委員長田中金作氏は一身上の都合により退任され、新に左記の者が就任いたしました。

(新) 林務委員長 高野辺太郎

山林組合役員変更

去る五月八日の通常総会において次の通り山林組合の役員が変更されました。

(順不同○印組合長)

◎理事

- 田中 徳寿 萩原 次郎
- 柳岡 民司 狩野 隆夫
- 湯浅 寿男 吉沢 斉

山林巡視人の任用

この度長らく御苦労いただきました巡視人星野時次郎、全吉川重次郎、全染谷友吉の各氏は御勇退され、新に次の者が七月一日付任用され村内一円の山林を巡視することになりました。

よろしく願います。

(新)山林巡視人 星野久雄

選挙管理委員 一名増加

地方自治法の一部が改正されたので、本村議会において選挙の結果、左記の者が当選しましたのでお知らせします。

森田 清

教育委員の異動

教育委員狩野仙之丞氏は任期満了のころ再選され、同内海長太郎氏は辞職されましたので後任として大字広馬場石坂金由氏が就任いたしました。

村有林植付完了

本年度村有林の植付は各位の御協力により左記の如く完了しました。

すき	七八、二七五本
ひのき	二〇、五〇〇本
計	九八、七七五本

尚例年の如く近く下刈が行われますが、その時はよろしく願います。



農繁期防犯

ふえる押売り と緩む戸締り

新緑とともにまた農繁期がやってまいりました。この時期にはたちの悪い押売りやあき菓などの犯罪が多くなります。

只今県下全警察と各種防犯団体が一丸となって、農繁期の防犯運動を行っておりますが、これらの犯罪を防ぐには皆さん各目的の警戒心と隣近所の助けあいの精神が必要です。どうか次の事を実行して、これらの犯罪を防ぎ、愉快にお働き下さい。

- ◎泥棒に入られないためには
- 1、留守番をおく。
- 2、現金、貴重品のおき場所を研究する。
- 3、戸締りは出る前、ねる前に今一度確める。
- 4、夜は家の中を暗く、外を明るく。
- 5、外に道具をおき放しにしない。
- ◎押売り、こじぎを防ぐには
- 1、家の中に入れない。
- 2、あわてず、しっかりした態度で断る。
- 3、隣近所に連絡する。
- 4、品物を出されても手をふれない。

家~族



計~画

「人間の生命を尊び大切にす
る」受胎調節の根本はこゝから
はじまります。

健康なお母さんを中心に家族
の一人一人が、心も体も幸福で
あるように家庭を計画的に造り
上げてゆこうとする努力、つま
り家族計画という事を進めるた
めの手段が受胎調節です。

受胎調節は本を読み、話を聴
いただけで完全に出来るもので
なく、実地に個人指導を受けて始
めて正しい実行も可能となるも
のです。

実地指導員と云う制度があつ
て、受胎調節の相談や指導に応
ずるために待機しているのだ
す。

本村では、

真下 コウ

高橋 あい子

の三人の助産婦と保健婦が実
地指導員として居ります。

三十三年度受胎調節特別普及
地区として桃井村が指定され、
該当世帯として六十世帯が指定
されました。村としては左記の
実施計画をたてておられます。

1、役場に於て毎月十日が家
族計画個人相談日です。

(日曜の場合は翌日)
2、器具、薬品も希望により
お分け致します。

3、部落別の個人指導も時々
行います。

国でも昭和二十六年から受胎
調節の方策を探り上げて以来数
年も経っているが、なかなか成果
が上つていません。

この方法の効果を上げるには
お互がたゆまぬ努力を続けるこ
とが大切です。

昭和三十三年四月

桃井村出生数

八名

人口妊娠中絶数

八名

(国保診療報酬請求書による)

群馬大学医学生に よる検便と血圧測 定

昨年も行われました広馬場地
区の住民を対象とする検便と血
圧測定を、今年も又実施して見
たいとの群大医学生有志の申込
みがありましたので、実施の際
は是非協力して全員検便して下
さい。農村では特に多忙と過勞
のため栄養が不足勝ちになって居
ります折、寄生虫等一刻も早く
退治して体力の消耗を防ぎまし
よう。

才八回 社会を明るくする運動

みんなの力で犯罪のない
明るい社会をつくりましょう

七月一日
三十一日

七月一日から三十一日までの
一カ月間、法務省の主唱により
全国的に「社会を明るくする運
動」が展開されます。

毎日の新聞やラジオで皆さん
が御存じの通り最近の犯罪状況
は依然として恐るべきものがあ
り、特に青少年犯罪の激増は私
たちの心を暗くさせます。

本県の昨年の刑法犯発生件数
は二九、九二二件で前年に比べ
ると一、二、八%の増加となり、
少年だけについてみると昨年警
察で取扱った問題少年の数は二
三、一〇二人となり、前年に比
べると実に六二%の激増となっ
ています。

わたくしたちの社会から犯罪
がなくなればどんなにか毎日の
生活が明るく楽しくなるでしょ

夏山での遭難 を防ごう

堅実なプラン で楽しい登山

夏山のシーズンです。今年はい
全国的にたいへん登山熱が高ま
っています。

県警察では谷川岳に全国初の

う。犯罪の多くは悪い環境に支
配されて起るものですから、わ
たくしたちはまず自分のまわり
から犯罪の起りやすい環境をな
くすように努めることが必要で
す。又あやまって罪をおかした
人々に対してはあたたかい心で
まもり励まし、希望と自覚を持
たせて立派な社会人に更生させ
ることが必要です。

「社会を明るくする運動」はこ
のことを広く地域の皆さんに理
解して頂き、国の行う更生保護
の仕事(特に保護司の活動)に
御協力をお願いし、犯罪者を減
らし、少しでも世の中を明るく
して行こうとする愛の国民運動
であります。

(群馬県「社会を明るく
する運動」実施委員会)

警備隊を設けて、県の遭難対策
班と協力して山岳バトロールを
行い、登山カードの記入や気象
通報の掲示などを行って、登山
の指導や救助にあたり、大いに
遭難防止につとめております。

それにもかかわらず、遭難者
はあとを絶たず、今年になって
もう死者一〇名を出しており、
負傷者を加えれば二六名に達し
ています。これらは無理な日程

の上に安易な考えで、無謀な行
動をとるとか、過度の疲れによ
るものなどが多く、いずれも山
をあまくみることによって起き
ているのです。

これから夏山にいとまれる方
は、楽しい登山となるよう、一
人一人が次のことをよく守りま
しょう。

- ◎ゆとりのある日程を組むこと。
- ◎安全なコースを選ぶこと。
- ◎気象状態に注意して事前に十分たしかめること。
- ◎早出、早着を心がけ、十分睡眠、休憩をとること。
- ◎食糧、装具を十分とのえること。
- ◎積極的に警察に協力し注意事項を守ること。



農薬事故を防ごう

- 1、農薬は人体に危険であるこ
とを念頭におく。
- 2、まくときは指導員の指示を
受け、まいた場所は公示する
- 3、まくときは風速、風向に十
分注意する。
- 4、残った薬は必ずしまつてす
る。

桃井村広報

【第7号】

発行所 桃井村役場
浅見和四郎
発行人 善養寺宗一
編集人 マツダ印刷所
印刷所

基本選挙の調製 人名簿

民主政治の第一歩は選挙からと云われていますが、此の選挙を実施するには、第一に選挙人名簿に登載されることが先決問題です。

そこでこの九月十五日現在で皆様の協力を得、名簿を調製することにありますが、いずれ各

区長さんを通じて申告用紙を每户配布いたしますから、次の事項に付該当者は洩れ無く申告して下さい。

記

一、年令は昭和十三年十二月二十一日以前に生れた者で、今年十二月二十日で満二十才

又はそれ以上になる人
二、住所期間は今年の六月十六日以前から引続き本村に住所を有する者となっております。
【注意】 1、家族中子供等非該当者は書かないで下さい。
2、申告書を失念又は紛失する等あります。が御注意願います。
3、その他不明の点は選管にお問い合せ下さい。

税務

軽自動車税の申告書について

一、申告の義務

軽自動車等を所有又は廃止した場合は、その異動を生じた日から十五日以内に村長に申告しなければならないことになって居りますから、間違いないよう御協力下さい。

二、申告手続

1、軽自動車、ガーデントラクター「耕耘機」、自動二輪車関係は—陸運事務所で。
2、原動機付自転車については—従来通り村役場で。

三、申告書提出の効果

1、使用開始申告 月割課税
2、使用廃止申告 月割還付

町村合併後の

新田三区の歸屬について

御承知のように本村の町村合併は昨年の三月三十日に新村として発足しましたが、群馬郡兼郷町の区域のうち旧相馬村の一部大字柏木沢新田上区中区及び下区毎の各地域の境界変更については本年七月五日付をもって群馬県知事から兼郷町選挙管理委員会に対し住民投票の請求がありましたが投票が執行されな

農地をめぐる諸問題は農民の生活に直結している事実を鑑み、現地に於て臨時相談所を開設してその相談に応じ、適切な助言を与えて問題の早期解決を図る農地問題巡回相談を農閑期を利用して行われま

た地域を対象とし、県の定める巡回計画に基き農閑期を利用して行うものとする。

(2) 相談員は県農地開拓課職員、農政事務所職員、県農業会議員、農地部協議員、地元農業委員会、地元農業者代表及び農地主とし、午後は個別面接形式により行うものとする。

(3) 相談所は県と関係農業委員会と事前に協議決定した場所に開設する。

(4) 相談は一般来会者の啓蒙につとめるため、午前中は公開座談の質疑応答形式によるものと、午後には個別面接形式により行うものとする。

農地問題巡回相談のお知らせ

一、方針

(1) 相談所は遠隔の地域、問題の多い地域及び特に申出のあつ

て適切な助言を与えるものとする。

二、相談所の主たる取扱事項

(1) 農地法その他の法令による農地、採草放牧地又は薪炭林及び開拓地(以下「農地法」といふ)の利用関係の調整並びに自作農維持に関する事項。
(2) 農地等の利用関係についての斡旋及び争議の防止に関する事項。
(3) 農地法の啓蒙に関すること。
(4) 農業委員会の指導に関すること。
(5) その他関連事項。

以上

有料道路制度とは？

目のあたりアメリカ軍の大型自動車を見た日本政府は、昭和二十二、三年頃から、真剣に道路をよくすることを考え始めました。

しかし終戦後の荒れ果てた国土を再建するためには、まず河川の修理、住宅の復興がとりあげられました。それでも昭和二十七年頃から、一般予算の不足をおぎなうため、日本で初めての有料道路制度が生れました。これは国または府県が立派な道路を早くつくるために、国からお金を借りて道路をつくり、借りたお金は、この道路を通る自動車から通行料金を受け取って返済しようという制度であります。返済したらこの道路は一般道路と同じく無料となります。

然し各府県に任せると、計画がバラ／＼になって、資金の点でも、また効果の点でも不都合な点がたくさん出るので、そこで昭和三十一年四月、日本道路公団が設立され、有料道路は公団一本でやることになったのです。そしてそれまでの国

や府県の有料道路をひきついたので、また建設資金についてもそれまでは国

からしか借りられなかったのを、こんどは広く民間からも借り入れて、積極的に早く建設するようにしたのです。現在、公団では、関門トンネルをはじめ全国で二十三カ所の有料道路（橋、トンネルも含む）を経営し、二十二カ所の有料道路の工事を行っております。伊香保、澁川間の道路もこれです。



災害等について

七月二十三日の災害については、各位の御協力の下に応急復旧工事がなされて居りますが、尚風水害が予想されますので、村当局は次の様な御配慮を賜り度村民の皆様にお願いたします。

道路橋梁等の災害について

一般村民は土木委員へ通報。
土木委員は調査結果を役場へ速かに通報。

農地及び堰等の災害について

一般村民は農業委員へ通報。
農業委員は調査結果を役場へ速かに通報。

印鑑証明書

印鑑証明書は役場に備え付けである印鑑簿と印鑑を照合して交付されます。従つて異つた印鑑では交付出来ませんから、届出た印鑑は良く記憶して紛失しないよう保存しましょう。又新しく届出る人は、用紙が用意してありますから印鑑を持つてお出掛け下さい。

◆印鑑証明書が必要の時、その人の財産に関係することです。是非本人がお出掛け下さい。もし代人の時、次のような委任状を持たせて下さい。

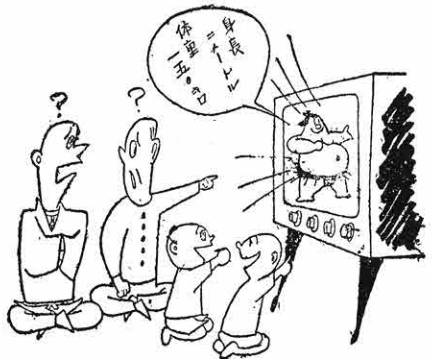
五円収 消印
入印紙 委任状

住所 氏名
私儀都合により右の者を代理人と定め左の権限を委任します。
一、印鑑届及印鑑証明下附申請をなす一切の権限
昭和 年 月 日
住所 氏名

来年からメートル法

来年一月一日からメートル法が施行されます。換算の無駄を省いて、直接量の概念を早くつかみましよう

- ◎長さは……メートル
- ◎重さは……キログラム
- ◎面積は……平方メートル
- ◎体積は……立方メートル
- ◎リットル



右通報と役場係の調査結果をまとめ関係役所へ速報し、善処要望の資と致します。

水防態勢の強化について

右については先に消防団役員と土木委員の協議会を開き、その結果警報と同時に消防団は直ちに水防団に切り替えられ、警備に又水防に直接従事して下さい。ことゝなりましたから、村民各位は之に御協力下さる様お願いします。

河川愛護会について

水防態勢の強化と相俟つて水害予防に不断の関心とそれに対する備えが是非必要と考えられます。この時に当り村道路愛護会に準じ、各部落毎に河川愛護会結成の機運が高まりつゝ、あることは結構のことでありまして、創られた愛護会は次の点相

- 1、道路の側溝を充分に巾深さを取り通水をよくする。
 - 2、暗渠の通水をよくする。
 - 3、ごみ、畑の雑草を側溝に捨てぬこと。
 - 4、田用水揚堰又はかけ口に充分注意すること。
 - 5、川普請を行い、特に青線以上の河川には充分に巾深さを必要とすること。
 - 6、準用河川であつても竹、こみ、危険物等は捨てぬこと。
- 右作業参考の趣旨が皆様に徹底されるならば、災害防除の一環として大いに役立つことゝ考えられます。

検察審査会とは？

日本の政治を明るくするため私達の中から選ばれた人々が、国民の意見を検察官の仕事の上に反映させて「検察の民主化」をはかるという大きな使命をもつ制度がこの検察審査会です。何故この様な制度をつくったかといふと、現在わが国の制度では取調べた被疑者を裁判にかけるのは検察官だけしか出来ません。然し検察官はこの被疑者は有罪になると確信しても被疑者の性格や年齢、犯罪の情状などによりこれに刑を科する必要があると思ふときは起訴しなくともよいことになっております。このように検察官にだけ起訴不起訴の権限を与えることは、その道の専門家である検察官が公の立場に立って能率的に行うという長所があります。

その反面にはこれを検察官が欲しいままにすることもできるという短所もあります。又検察官の判断に誤りがないとは云い切れません。そこでこの欠点を何等かの方法で矯正しなければなりません。それには民主主義の法則に基いて、国の主権者である国民にこれを委ねることが最も公平であるとして成立したのがこの検察審査会制度です。

検察審査会のしくみ

恐喝や暴行、詐欺、窃盗などいろいろな犯罪によって被害を受けた時警察や検察庁に訴えてもその事件が必ず起訴されることは限らず不起訴処分になる場合があることは前記の通りですが検察官の不起訴処分に対して犯罪をした人があんなひどいことを訴えたのにどうして裁判にもかけずに済まされるのだろう、どうも納得がゆかない、この処分には不服だという場合には検察審査会に申し出て下さればよいのです。検察審査会ではその事件の真相をよく調査し、検察官が不起訴処分にしたことが正しいかどうかを判断し、場合によってはその事件を起訴するようその検察官を監督する検事正に申し入れます。

検察審査員はどのような人にして選ばれるか

検察審査会は十一人の検察審査員によって構成されますが、検察審査員は選挙人名簿登載者の内から「くじ」で選ばれます。そして任期は六カ月です。

検察審査会はどこにあるか

検察審査会とは各地方裁判所と主な地方裁判所支部の所在地におかれ、全国で二〇四、群馬県

内では前橋、高崎、太田の各裁判所の中にあります。各検察審査会には事務局がつかれ、事件の申立の受付などの仕事をしています。審査の男立手続は簡単で費用はいりませんが以上大略を申し述べましたがもし皆様の内で不起訴等不満がありまして遠慮なく事務局に相談して下さい。(前橋検察審査会事務局)

妊婦と夏の保健

夏はだれでも食欲が衰え勝手でアツサリしたものを欲しがりますが、特に胎児を養っている妊婦は普通人以上栄養を十分にとる必要がある。夏に不足し易い蛋白質や脂肪分、ビタミン類、とくにB1やB2を十分にとるよう。「白米食」をさけて胚芽米や七分搗米を食へるか、麦や強化を混ぜ、場合によってはビタミン剤を用いるようにしたい。妊娠中はとくに臓器全般が弱り疲れやすいのに、日が長く過労や睡眠不足になりやすいから十分に休養をとり、毎日三十分か一時間位昼寝をするように心掛けること。また妊婦は汗や分泌物のために皮膚が不潔になりあせもやたぐれにも苦しむことが多いから、皮膚や衣類(とくに下着)の清潔に注意し、腹帯も終始洗って清潔なものをつけること。

組合立伝染病院の設立と隔離病舎の廃止について

このほど国立渋川病院と併設して渋川市外七箇町村組合立伝染病院が完成いたしました。これにより従来の隔離病舎は廃止されました。御承知の如く伝染病は費用の大部分が公費で賄われますが関係上例外を除いたものは、当村に於ては全部この病

院を利用する事になつて居ります。(例外 たとえば他の病院等で診察の結果伝染病と診断され其の儘収容された場合) ①いつ迄もこの病院とは御縁のない事を願つて止みません。秋風と共に赤痢等腸関係の伝染病や日本脳炎等もまだ、猛威を奮う事と思われまますので、お互に注意して伝染病に罹らない様注意致しましてよう。

人口動態の概況

— 全国 —

昭和三十三年の一件当り発生間隔

出生	20秒に1人
死亡	42" "
増死	39" "
自然増死	8分 "
乳児死亡	3" "
自然死亡	6" "
人工死亡	6" "
婚姻	41秒 "
離婚	7分 "
脳卒	4" "
心臓	6" "
結婚	8" "
自殺	12" "
心結	24" "

国民健康保険表彰に

関する規則について

国保の表彰規則が七月二十七日附で公布されました。その内容とするところは、

- 一、国保事業に特別の功勞のあつた団体又は個人。
- 二、一カ年以上世帯員を挙げて健康を保持し、国民健康保険税を当該年度内に完納した世帯。
- 三、乳児育成の成績が優秀であるもの。

を表彰しようとするもので、方法は国民健康保険運営協議会の詮議を経て村長から表彰状と記念品が贈られることになつております。

陸海上空 自衛官募集

昭和三十三年度第三次募集が九月一日より十月十日まで行われます。申込は役場へ申出て下さい。尚、以下自衛官について内容を少し紹介しましょう。

一、応募資格
日本の国籍を有する心身共に強健な男子で次の各項に該当する者。

(1) 昭和三十四年一月一日現在十八才以上二十五才未満の者
(昭和九年一月二日から昭和十六年一月一日までの間に生れた者)

(2) 学校教育法に定める中学校卒業程度以上の学力を有する者。

(3) 欠格事項(省略)

二、受付期間
九月一日(月)から十月十日(金)まで。

三、志願手續
志願者は市町村役場又は自衛隊の地方連絡部もしくは部隊から志願票一通を受け取りこれに所要事項を正確に記入し、五円切手を添えて居住地の市町村役場に提出又は郵送して下さい。

四、試験
(1) 試験は十月十九日から十一月五日までの間に行います。
(2) 試験は簡単な筆記試験(国語、数学、社会)、口述試験及び身体検査を行い、一日で終りま

(3) 試験の日時、場所は期日前に本人に通知します。
五、自衛官の職種
自衛官は技能や適性に応じ次のような職種に区分され、その職種に応ずる職能技術をもつこととなります。

陸上自衛官	海上自衛官	航空自衛官
普通、特科、施設、機甲、航空、武器、通信、需品、輸送、化学、衛生、警務、会計、音楽 甲板(運用、射撃、水測、航海、電信、電測、魚雷、掃海等) 機関(汽機、内火、電機、汽缶、工作) 航空(整備、偵察、航空管制、運用、写真等) 管理(経理、補給、庶務、車輜) 衛生、音楽 その他(潜水、潜航、気象、暗号、警務等)	整備、電信電子、気象、写真、航空管制、情報、施設、補給調達、衛生、一般(総務、会計、人事、警務、その他)	自衛官の階級は陸将(海将、)

六、自衛官の階級及び昇任
自衛官の階級は陸将(海将、)

空将(海空)士にいたる十五階級に分れていますが、そのうち二士から一曹までの階級及び昇任に必要な期間を示すと下の通り昇任はそれらの階級に示された期間を任したもののうち通常勤務成績の良い者の中から選ばれます。尚三曹と幹部へ昇任する場合は昇任試験が行われます。入隊後①海航空	三年	空
三尉↑	二年	空
一海曹↑	一年	空
二海曹↑	一年	空
三海曹↑	六月	空
陸士長↑	六月	空
一海士↑	六月	空
二海士↑	六月	空
陸士		空

階級	俸給額
二士	6.150円
一士	1号 6.750円 3号 7.950円
士長	1号 7.950円 4号 10.800円
三曹	1号 9.450円 5号 13.800円
二曹	1号 10.800円 11号 22.800円
一曹	1号 12.600円 14号 30.000円

昇級はおおむね十二月毎に行われます。

(2) 諸手当
扶養手当(妻及び子のうち一人にはそれ、月額六百円、その他の者には月額四百五十円)期末の手当及び勤勉手当が支給されます。また寒冷地勤務者に対しては寒冷地手当が、北海道勤務者に対しては寒冷地手当の他石炭手当が支給されます。その他規定により航海空手当、落下さん隊員手当、特殊勤務手当等がそれぞれ該当者には支給されます。

(3) 退職手当及び恩給
退職時に退職手当が支給されまた恩給法の適用があります。了した場合には退職しなくても退職したものと同みなして退

(4) 職手当として最終俸給日額の百五十日分(約四万円)が支給されます。

(5) 食費及び被服は無料で支給又は貸与されます。

(6) 本人の負傷、疾病等は国の経費で治療され、また公務上の災害に対しては災害補償制度によって補償が受けられます。

(7) 扶養家族の傷病等については共済組合により各種の給付が受けられます。

以上大要を記しましたが、尚詳しい事は役場又は自衛隊群馬地方連絡部に御相談下さい。

自衛隊群馬地方連絡部は前橋市曲輪町七〇番地(電話前橋七二二〇番)



九月から二学期です。家庭中心の長い夏休み生活からまた学校の集団生活に移るわけですが、休み中についたよい習慣はのばし、悪い習慣はなおすように指導しましょう。特に注意したいのは不良化のきざしです。次のような傾向がみえたらまず家庭のあたりに教員ふんい気です。んでやり、教師や警察の少年相談所なども相談して早いうちに芽をつみとつてしまいうことです。▽不良化のきざし：①夏休み中にできた学校以外のものとの交友関係が切れず、相手が誘いにくるとか、外に出る。②休み前にくらべて学校からの帰宅時刻が不規則になる。③は毎日のようにおそくなる。④日常の勉強態度や挙動に落ちつきがなくなる。⑤金使いが荒くなり身なりが変ってくる。⑥夜遊びをするようになり夕方になると出かけるようになる。その他いろいろ、なきざしがみえてきますが、こどもは悪に感染しやすいため、ですから夏休みのあとはその指導に大きな関心を払わなければなりません。

桃井村広報

[第8号]

発行所 桃井村役場
浅見和四郎
発行人 善養寺宗一
編集人 善養寺宗一
印刷所 マツダ印刷

「敬老年金条例」

設定のお知らせ

本村においては、去る七月十日の村議会において、敬老年金条例設定の議決を経て本年度から施行することになりました。なお、条例は左のとおりです。

桃井村敬老年金条例

(目的)

第一条 この条例は、桃井村内に居住する高令者に対し、敬老年金(以下「年金」という)を支給し、敬老の意を表し、その福祉を増進することを目的とする。

(受給資格)

第二条 年金は、次の資格を有する者に支給する。

一、桃井村民にしてその年三十一日年令満七十三才以上であること。

二、前項に違反した場合は村長は年金の支給を停止するものとする。

第三条 年金は年額一人満七十才以上の者五百円、満八十才以上の者三千円とする。但し生活保護法の適用を受ける者については現物給付をするものとする。

第四条 年金は、四回に支給する。

第五条 年金を受ける資格を生ずる者に支給する。

第六条 年金を受け権利又は年金証書を他人に譲渡し又は担保に供してはならない。

第七条 年金を受け資格を有する者が、次の各号の一に該当するときはその資格を消滅する。

一、死亡したとき。
二、桃井村に居住しなくなつたとき。

第八条 前条の受給資格を消滅したとき、又は居住地を変更したときは、本人又はその遺族若しくは扶養義務者又は同居人はたゞちにその旨を村長に届出でなければならぬ。

第九条 年金を受け者が死亡したとき、その遺族に支給し、遺族がないときは、その者の相続人に支給する。但し、死亡十日以後は支給しない。

第十条 この条例の施行について必要な事項は村長がこれを定める。

時効になる農地代金

農地改革で買収された農地等の代金で、受取人がとりにこなす。放置してあるものが、受領してない人は、いそいで受領すること。特に昭和二十四年度に供託になつたものは、(農地開拓課)

申請及び認定

第五条 年金を受ける資格を生ずる者に支給する。

届出の義務

第八条 前条の受給資格を消滅したとき、又は居住地を変更したときは、本人又はその遺族若しくは扶養義務者又は同居人はたゞちにその旨を村長に届出でなければならぬ。

未支給年金の遺族への支給

第九条 年金を受け者が死亡したとき、その遺族に支給し、遺族がないときは、その者の相続人に支給する。但し、死亡十日以後は支給しない。

新生活運動を強力に推進いたしましよ!!!

新生活運動の基礎をなす考え方を述べると、
イ、新生活運動は国民の生活を明るくし、民主的な新らしい家づくり、村づくり、国づくりの基礎となるべき運動である。
ロ、新生活運動は、個人と地域と職業とを問わず、総合的、有機的、継続的に行われる運動である。
ハ、新生活運動は、単に生活様式の改善に止まらず、物心両面にわたる生活体制の刷新を目的とする運動である。
ニ、新生活運動は単に消費生活の改善に止まらず、生産、分配、消費につながる生活態度の刷新を目的とする運動である。
ホ、新生活運動は、単に国家民族の上に止まらず、世界に共通する人間の幸福と繁栄を築くための運動である。
ヘ、桃井村に於ては右の目的達成のため次の事業を行うよう決めてありますので全村民挙って御協力を願います。
一、各種集会の開催
二、生活意識の改新と家庭生活

附則

- (一) 新年の諸行事
- 1、松飾りは簡素化する
- 2、小正月飾りは自粛すること。
- 3、廻礼は全廃止する。
- 4、道祖神は全廃する(松は学校へ持参すること)
- (二) 成年式服装について
- 男子は質素を旨とし、女子は洋服の場合はズボン、和服の場合は元禄袖とすること
- (三) 迷信の打破推進
- 四、嫁の日の定める(婦人会、青年団に一任)
- (四) 納税の完納を奨励する。
- (五) 冠婚葬祭の簡素化について
- 1、婚葬について
- イ、当事者本位にして最少限度とする。
- ロ、調度品の簡素化を図り、持参品の披露は絶対に行わないこと。
- ハ、組内は本摺引物を廃

止すること。
 二、招待の範囲及び振舞の規模は実行委員に任すること。
 ホ、いちげん客の接待は簡素化すること。
 ヘ、一般客に対する引物は百円以内とする。
 ニ、葬儀について招待は故人を主体にし、引物は百円以内とする。
 三、歳暮、節句、誕生祝について
 イ、掛軸は廃止する。
 ロ、ひな人形、のぼりは長男、長女を対照として簡素化する。
 ハ、嫁のひなは廃止すること。
 ニ、誕生祝は簡素化すること。
 (八)訪問時間を短縮して要件のみ止めること。
 (九)全快祝は廃止すること。

▽〔税務〕△

一、十一月は？ 秋の取入れ時付の月、もう一つは？ 固定資産税第四期の納期です。取入れ時付は時期を誤らないよう、納税は必ず納期内に完納されるようおねがい致します。
 二、動力耕耘機をお持ちの方へ!!
 最近お求めの方でナンバーの着けてないものが見受けられるようですが、関係当局に発見されない中に登録手続きを

「メートル法」に慣れましょう

私達の実生活も昭和三十四年一月一日から殆ど「メートル法」により取引されます。明日と云わず只今からその心構えで望みませんと正月の買物からあわてること必定です。尚「メートル法」施行に伴う計量器について注意すべき点を二、三記しますと、
 一、計量器の製造について
 明年一月一日から製造される計量器は総て「メートル法」目盛だけとなります。
 二、計量器の修理について
 明年一月一日から修理される計量器(特にかり類)は「メートル法」単位のはかりだけに修理されます。(このことは従来の貫糸目盛のあるものは取り除かれるわけですので)
 三、計量器の販売について
 明年一月一日からは計量器の御願ひ致します。
 手続きの方法
 1、試験場は前橋市元総社町八〇番地(新前橋駅西北方)
 2、試験日には午前九時までに試験場においで下さい。
 3、申請には六カ月以内で作成した住民票の抄本又は戸籍記載事項証明に写真(脱帽正面上三分身像無背景ライカ版)三枚が必要です。
 「但し既に受けているものが他の種別の免許を受けるときは免許証の写に写真一枚」
 4、試験に必要な費用は次のとおりです。
 試験料一三〇〇円
 免許証交付手数料一二五〇円(併記の場合は一五〇円)
 自動車使用料一三〇〇円
 (小型三輪、軽は二五〇円)
 5、原動機付自転車(原動機は警察署で行います)
 6、申請書の用紙は警察署にあります。
 7、試験場には筆記具 印鑑 が必要です。
 8、十月中の試験日は日曜日です。

販売は原則として「メートル法」単位系の品以外販売出来ないわけですが、本年十二月三十一日迄に製造された「メートル法」目盛のある計量器は販売され、又取引証明に使用出来ます。

(この期間については別に定めてありません)ただし棒ばかり等の中にあるメートル系目盛があつても目盛間隔が非常に粗くてメートル系単位の取引に使用出来ないようなものは販売も使用も出来ません。土地又は建物に関する計量については例外として昭和四十一年三月三十一日までは法定計量単位として取り扱います。従つて大工用曲尺は販売し、又使用も出来ます。

身体障害者の相談

こんな特典がある!

昭和二十五年から身体障害者福祉法という法律によつて、身体に障害のある人には申請によつて身体障害者手帳が交付され、次のような特典があります。
 ◇一、補装具と医療の給付
 症状により次のような補装具が新調或は修理されたり、医療が給付され、本人の世帯状況によつてはその費用の一部又は全額が補助されます。
 ○上、下肢切断者 義手、義足 松葉づえ
 ○肢体不自由者 更生医療給付 装具、コルセット、補助ステッキ等。
 ○視力障害者 矯正眼鏡、安全杖
 ○聴力障害者 補聴器等
 ○二、運賃と税金の減免
 国鉄運賃、バス料金等の割引と又概ね四級以上の手帳所持者には所得税の控除(五千円限度)等があります。
 ○手帳交付を受けるには
 専門指定医の診断意見書に写真を添え役場か福祉事務所に申請して下さい。詳しい事は役場係にお尋ね下さい。
 ◇障害者の相談
 身体障害者の相談や医学的判定のため群馬県身体障害者更生相談所(前橋市紅雲町二二七)が群馬中央病院入口に設置されています。仕事の内容が身体障害者の診断、心理的職能判定等更生に最も適切な指導を与える所です。

公民館図書便り

一、新刊購入報告
 今年度上半期購入冊子
 現代日本文学全集九拾九冊を始めてとし各種ベストセラー近刊も計三〇七冊、続々入荷。
 ◎県移動図書館借入れ
 約二〇〇冊
 現在書籍数 二千五〇〇冊
 読書のシーズンです。どしどし御利用下さい。
 二、書籍利用情況
 八月 三三八冊
 利用者 三三八人
 九月 三三三冊
 利用者 三三三人

三、利用者にお願ひ
 1、あなたの読みたいと思う本を公民館備えつけの申込書に記入して下さい。
 2、返却期日には必ず返す様にして下さい。
 3、御所持の書物で他の者に利用出来るものがありましたら公民館に御寄贈下さい
 4、読後の感想等をお寄せ下さい。
 5、はじめて御利用なさる方は印鑑を御持参下さい。

暴力犯罪は大小を問わず 徹底的に取締る

暴力のない平和な生活は善良な社会人の熱望するところである。警察は世論の絶対的な支持を受けて、これまでも暴力の取締りに尽して来ましたが、しかし暴力犯罪は容易にそのあとを絶つておられません。暴力犯罪の捜査が他の犯罪に比べて一般から協力が得られないこともその原因の一つです。暴力犯罪は物的証拠が少なく、被害者や参考人の証言が重要なキメ手となっておりますが、後難を恐れて被害届を渡したり、はなはだしいのは警察の取調べに対してむしろ犯人をかばうことさえある実情です。当事者でなければわからぬような深刻な問題も多くあることすなわち、関係者が後難を恐れる気持がよくわかります。しかしそうしたことで泣寝入りすることは第二、第三の被害者が襲って来ることを覚悟せねばなりません。暴力団は弱いものに対してはあくまでしつこく、想像も出来ない残忍性をもっておりまします。

●強い取締りが出来るようになった。警察はこれまで被害者や参考人の保護については、他に優先して苦心と努力を払って来ました。また、これらの人達を守るための適当な立法措置が必要なることを主張して来ました。その結果さきの特別国会で法律が改正されて、犯罪人の保釈は制限が強化され、またお礼参りした

者は嚴重に処罰されることになり、立場が大いに改善保護され、たわけて、わかりやすく言えば取締りが強く行われるようになりまします。

●暴力団は徹底的に取締る。県警察では、この数年来継続して、強力に暴力団の取締りに当って来ましたが、東京から追われて県内に流れ込んで来ている暴力団、くれん隊などもあつて、なかなか少くなりません。そこで更に強い力をもって暴力犯罪の取締りを行うことになりまします。そうして、彼ら徹底的に検挙し、その後にある組織的団体を壊滅し、大物級を根こそぎ検挙するまでは取締りを継続する方針です。しかし、警察だけではこの目的を遂げることは容易ではありません。警察では参考人、協力者の保護対策にも万全を期しており、お礼参り、仕返しなどには責任をもつて当ってまいりますので、皆さんが一体となつて暴力を否定し、暴力に強く憎み、被害に追いつたらしめ、暴力を放つたらしめ、分ばかりにでもかかわらず届けるようにして、他人の場合に自分が見たり、聞いたりした被害事実があらたなときは、早い機会に警察に知らせるなど、勇気をもつて暴力犯罪の実際の姿を告げたいのです。皆さんの御協力をお願いいたします。

道路交通取締法 施行令一部改正

私達の日常生活に最も関係の深い道路交通取締り法施行令の一部が改正され、十月一日から施行されました。

●今回の改正は
①公安委員会が道路に車馬通行区分帯を設けた場合、車馬はその区分に従つて通行しなければならぬことになりまし

た。

②自動車と原動機付自転車の最高速度が合理化されました。今まで最高速度は昼間、夜間の別に分けて定められていたが、おおむね昼間の速度に統一され、小型四輪車の車輪の長さによる区分が廃止され、またバスやトラック等の速度が引上げられました。

イ、乗車定員十人以下の普通の乗用自動車、小型乗用自動車、側車付自動二輪車、自動二輪車は毎時六十キロメートル。

ロ、貨物自動車、貨物兼乗用の自動車、乗車定員十人をこえる乗用の自動車(乗合自動車、家用バス)間接式の丸型ハンドルの自動三輪車は毎時五十キロメートル。

ハ、特殊作業用自動車、特殊自動車、直接式の丸型の自動三輪車、軽自動車は毎時四十キロメートル。

ニ、原動機付自転車の第一種は今まで通り毎時二十五キロメートル。第二種は毎時

十四キロメートル。

このように車輛がスピード化する、運転者はより以上に節度ある運転が必要で、歩行者や自転車を使用される方は今までより以上に交通に注意する必要があります。

●警音器使用の制限強化
1、警音器は法令で定められてある場合か、危険防止のためやむを得ない場合のほかに鳴らしてはならないことになりました。ですから注意と除行によつて避けられる危険に対して警音器を鳴らすことは法令に反することになります。

2、追越の際警音器等による合図の義務は削除されました。運転者は警笛にたよらず注意と除行による運転を行うことが最も大切です。また一般の人はこれからは歩く場合や自転車の乗つた場合、他の交通の迷惑にならないよう、また警笛を鳴らさなければならぬような危険な行動を避け、わが身を防ぎ、交通騒音を一つでも少なくするようにいたしなす。

●交差の危険防止の徹底
1、車馬の操縦者のじゆん守事項が強化されました。イ、ぬかるみや水たまりの場所を通行するときは、泥水などをかき落とす他人に迷惑をかけることのないように泥よけ器を備えるか除行する。

ロ、監護者が付き添わない児童が歩行している場合は、

その通行を妨げないように一時停車するとか徐行しなければならぬ。

2、追越の際の注意義務が強化され、二重追越は禁止されました。また警笛の合図の義務がなくなりました。

3、今まで交差点での割込みや前方を横切つたりすることは禁止されていましたが、踏切の直前でも割込んだり横切つたりしてはならないことになりました。(以下略)

●狩獵の事について
1、未成年者は狩獵することができません。

2、銃砲(霰銃や空気銃は公安委員会の所持許可を受けなければなりません)と使用できません。

3、狩獵の資格をとられた方は、銃砲は所持許可証とともに携帯すること。

イ、銃砲は狩獵を行う場所までは絶対に弾丸を込めないで、おおいをかぶせるか袋に入れておきます。

ハ、銃砲は狩獵以外の目的以外に携帯したまたは発射することはできません。

ニ、禁獵区、公園、道路、日出前、日没後及び銃が達する電線、汽管、自動車等に向つて狩獵することはできません。

ホ、銃砲は子供たちから自由にとり出したり、盗まれたりしないよう場所を保管しておかなくてはならない。

ヘ、銃砲は危険な方向や人に對しては冗談にも銃口を向けてはならない。

(桃井派出所 小池部長)